

奈良県 SDGs企業認証制度に関するよくある質問(FAQ)

Q1 奈良県 SDGs企業認証制度とは、どのような制度ですか。

A1 企業活動を通じて SDGs のゴールの達成に向けて取り組む奈良県内の企業等を県が認証し、企業等の具体的な取組を「見える化」することで、SDGs に積極的に取り組む企業等を後押しするための制度です。

Q2 この制度の目的はなんですか。

A2 制度の目的は、SDGs 経営を県内に広げることです。県では、SDGs に着目した経営が、当該企業等の経営の安定化や強靱化に寄与すると考えています。各企業等が SDGs に対する自らの取組を自己評価し、さらに将来的に目指す目標を設定してもらい、それらを県が認証することで、「見える化」するとともに、県全体への波及効果も期待しています。

Q3 認証企業となることで期待される効果やメリットはなんですか。

A3 主な効果やメリットとして期待されるのは、以下の点です。

- ・県の HP、SNS による認証企業の紹介や SDGs に関するイベント等でのPRを実施します。
- ・認証企業同士の交流等の機会を提供します。
- ・認証企業ロゴマークを、名刺や自社ホームページ等でPRのために無料で使用していただくことができます。
- ・人材確保に向けた機会の拡大やビジネス機会の向上や販路拡大が期待できます。
- ・金融機関の融資制度（SDGs推進資金）における優遇措置が受けられます。
- ・特定公契約の業者選定時の加点評価が受けられます。
- ・県内関係機関によるサポートメニューが受けられます。

Q4 認証を受けられる企業の範囲を教えてください。

A4 奈良県内に本社又は支店などの事業所を置く中小企業（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定される「中小企業者」をいいます）です。詳しくは、公募要領・制度の手引きをご覧ください。

Q5 認証企業となることで、提供するサービスや商品に対して県から認証を与えられたものと認識していいですか。

A5 認証要件を満たす申請者に対しては、県が認証書を発行しますが、それをもって

認証企業のサービスや商品の品質等を保証するものではありません。

Q6 認証企業の募集は今後も行いますか。

A6 次年度以後も継続して募集を行う予定です。募集期間等については、現状は令和8年度と同様の募集期間を想定しておりますが、詳細については県の公式ホームページ(Web サイト)等でお知らせします。

Q7 申請要件はなんですか。

A7 申請要件は以下のとおりです。

- ・奈良県内に本社または支社など事業所を置く中小企業であること。
- ・申請者が、申請書類の提出を行った日から起算して過去3年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者でないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者でないこと。
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、以下「暴対法」)第2条第2号に規定する暴力団)でないこと。
- ・暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員)でないこと。

- ・暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ・県税等租税公課の滞納がないこと。
- ・その他、公序良俗に反する行為がないこと。

Q8 認証の対象となる事業者は県内に事業所をもつ事業者だけですか。

A8 そのとおりです。県外に本社をもつ事業者の場合は、県内の事業所単位で申請を行ってください。事業所単位で申請した場合は、基本的にその事業所の取組のみで申請書を作成してください。ただし、企業理念や全社単位認証、本社でのみ決定権があり、支店等事業所に権限がないこと、全社的な取組で支店等の事業所業務に影響があることについては、本社の取組や会社単位の取組も記載可能とします。

Q9 電子申請、郵送での申請は可能ですか。

A9 申請時は来庁が必要となります。(電子、郵送のみでの申請は受け付けません)
来庁申請は事前予約制となっています。(事前予約なしで来庁申請いただいた場合は対応できません)来庁申請の事前予約はメールもしくは電話にて受付いたし

ます。来庁申請時は事前に申請データをメールで送付いただくか、当日に印刷した申請資料を持参下さい。

Q10 申請単位は、事業者（会社）単位ですか、あるいは事業所（工場、支店、営業所など）単位ですか。

A10 申請単位は、原則として事業者（会社）単位としています。

Q11 グループ企業や持株会社など複数企業連名での申請は可能ですか。

A11 企業を複数まとめることで、認証を取得しやすくなることを防ぐ公平性の観点から、複数企業連名での申請は、原則不可としています。

Q12 申請書に親会社や持株会社の取組内容を含めてよいですか。

A12 申請事業者以外の取組により認証を取得しやすくなることを防ぐ公平性の観点から、親会社や持株会社の取組は含めず、申請事業者の取組のみ記載してください。

Q13 NPO 法人や一般社団法人等は認証の対象になりますか。

A13 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に基づく

「中小企業者」に該当する企業を対象としているため、NPO法人や一般財団法人といった非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人等は対象外となります。

Q14 申請の記載内容は外部に公表されますか。

A14 県に情報開示請求があった場合は条例に基づいて開示いたしますが、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報や法人等に関する情報で、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報は開示されません。

Q15 申請書に添付資料をつけてもいいですか。

A15 添付資料は必ず添付ください。必要な添付資料は取組項目実施状況チェックリストの根拠資料(例)をご参照願います。根拠資料を提出する際は根拠資料目次も作成し、添付ください。

Q16 申請に当たり、費用は発生しますか。

A16 県に対する申請に費用は要しません。ただし、申請書類作成(法人登記簿含む)に要する費用は申請者側の負担となります。

Q17 申請に当たり、申請書の作成に県の支援は得られますか。

A17 申請期限である5月29までに来庁申請いただいた際に県にて内容の確認を実施いたします。提出いただいた根拠資料が項目に一致しているかを確認し、差異があれば追加の資料等を提出いただく事も可能です。再提出は来庁申請日の1か月以内に提出いただきます。

(例) 5月20日に来庁申請→追加資料作成→再提出(6月20日×)

詳しくは、公募要領・制度の手引きをご覧ください。

Q18 申請書を提出しても認証されないことはありますか。また、認証されても認証期間中に取り消されることはありますか。

A18 申請の内容が認証要件を満たさない場合は、認証できません。その場合は、申請者にその旨をお知らせします。

また、いったん認証されても、認証後毎年提出いただく進捗状況(取組状況報告書)により事業所のSDGsの活動内容が認証基準を下回ることが判明した場合や取組状況報告書の提出が無かった場合は取り消すことがあります。また、実施要綱にもありますが、認証企業に非違があった場合も取り消されることがあります。その場合は、以後ロゴマークは使用できなくなります。

Q19 申請書の審査は、誰が行うのですか。

A19 県が設置する「奈良県 SDGs企業認証審査委員会」（「社会」「経済」「環境」各分野などの専門家で構成）において審査が行われます。

Q20 スタンダードで認証された場合、アドバンスへのステップアップは可能ですか。

A20 もちろん可能ですが、申請期間は新規申請・変更申請共に5月29日までとなります。令和8年度にスタンダードで認証された場合、アドバンスへのステップアップのために変更申請を提出いただけるのは令和9年度となります。

Q21 認証企業の従業員が、名刺にロゴマークを印刷することは可能ですか。

A21 認証企業の従業員であれば、認証を受けた区分のロゴマークを無料で使用できます。手続きは不要です。ただし、当該企業を退職した方は、使用はできません。詳しくは、ロゴマーク使用ガイドラインを参照願います。

Q22 「従業員」とは誰ですか。

A22 「従業員」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金が支払われる者を指します。基本的には、企業と雇用契約を結んで業務に

従事する人のことで、正社員、契約社員のほか、アルバイト、パート等も含まれます。

Q23 認証企業が発行するパンフレットやリーフレット、冊子などにロゴマークを印刷することは可能ですか。

A23 認証を受けた区分のロゴマークを無料で使用できます。手続きは不要です。

自社の商品(利益が発生するもの)には使用できません。

Q24 認証企業に対する補助金はありますか。

A24 現在のところ、企業に補助金を交付する予定はありません。

Q25 申請書を提出しても認証されなかった場合やアドバンス認証を目指したのに、スタンダード認証にとどまった場合に不服申立てはできますか。

A25 行政不服審査法に基づいて、不服を申し立てる(審査請求をする)ことができます。処分があったことを知った日(通常は、県からの通知を受け取った日)から3ヶ月以内に審査請求を行ってください。行政不服審査法についての詳細は、総務省のホームページなどを参照願います。

Q26 大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある会社いわゆる「みなし大企業」は、認証の対象となりますか。

A26 認証の対象となります。

Q27 認証期間はありますか。また、一度認証を受ければ何もする必要はありませんか。

A27 認証を受けた日から起算して3年を経過した日以後の最初の3月31日までとなります。令和8年度に認証を受けた場合の認証期間は、令和12年3月31日までとなります。

認証を受けた企業は、認証を受けた日から1年を経過した日以降の最初の5月31日までに、毎年進捗状況(取組状況報告書)を報告いただきます。令和8年度に認証を受けた場合の最初の進捗状況の報告は令和10年5月31日までとなります。

Q28 環境マネジメントシステムの登録・認証を受けていれば「環境」の取組項目を全て満たしていますか。

A28 登録又は認証を受けた環境マネジメントシステムの実施分野に基づき、関連する奈良県SDGs企業認証の取組項目が適用されます。例として環境マネジメ

ントシステムの登録又は認証要件で燃料消費量の可視化・削減と再生可能エネルギーの導入の2つの分野に関わる取組を実施している場合、環境—23の脱炭素(1)(燃料消費量の可視化・削減)と環境—25の脱炭素(3)(再生可能エネルギーの導入)が該当します。提出いただく根拠資料は決定通知、認定書以外に環境—23では燃料消費量の可視化・削減取組の詳細が分かる資料、環境—25では再生可能エネルギーの導入取組の詳細が分かる資料が必要となります。いずれも決定通知、認定書のみでは不可となります。

Q29 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業を取得しているのですが取得しているだけで6項目(社会—2、社会—5、社会—6、社会—9、経済—12、経済—13)を満たせますか。提出する資料は決定通知・認定書のみで問題ないですか。

A29 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業をどの登録要件で取得しているかによって、関連する奈良県SDGs企業認証の取組項目が適用されます。奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の添付資料については登録証書以外に登録申請書や取組内容の詳細が分かる資料(申請時や取組状況報告の際に提出している資料等)が必要となります。

Q30 経営方針や社内規定等をまだ整備しておらず、今後整備していく予定です。現状未作成であっても問題ないでしょうか。また、他の機関に認定を受けるものも現在申請中なのですが、申請中であっても問題ないでしょうか。

A30 令和8年度の申請については経営方針や社内規定等が作成済みで運用開始していることが条件となります。他の機関に認定を受けるものについては6月30日までに決定通知・認証書等が手元にある状態が必須となります。決定日・認定日が7月1日以降の場合は今年度については未実施項目となります。

Q31 職員に対する研修を行っている項目について、他の機関での研修を職員1名のみが受講し、他の職員には受講したテキストをいつでも閲覧できるようにしています。この内容でも問題ないでしょうか。

A31 他の機関で受けた研修を社内で職員に対して研修を実施することが必須となります。その場合提出いただきたい根拠資料は研修に用いたテキストと研修受講者が分かる研修記録等になります。

Q32 経営方針や社内規定等を提出する場合は該当ページのみ抜粋して提出してもよいでしょうか。

A32 経営方針や社内規定等を提出する場合は該当ページと表紙と施工日等が記載されているページも提出ください。全ページを提出いただいても問題ありません。その場合は該当ページがどの部分になるかをメール等でお知らせください。

Q33 環境―23の脱炭素(1)(燃料消費量の可視化・削減)について社有車20台中1台がHV車なのですが、低公害車を導入しているに該当しますか。

A33 20台中1台のみがHV車の場合は低公害車を導入しているに該当しません。HV車については所有の社有車(トラック・軽トラ・ハイエース・軽四等、用途によりハイブリッド車に換えることができない車種を除く)の半数以上がHV車であることを条件としています。

Q34 社会⑩ 地産地消について県内の企業から材量の一部を仕入れているだけでも該当しますか。

A34 県内の企業から材量の一部を仕入れているだけでは該当しません。県内でとれた野菜・肉・果物・吉野杉等を用いた商品・サービスを提供している場合以外でも、「県内企業からの優先調達を経営方針等に明記している」並びに「50%以上を県内企業から材料調達している実績がある」のであれば該当します。